

国立市工事請負契約における現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱基準の一部改正について

標記について、国立市では、工事請負契約において受注者の代理として、工事現場の運営、取り締まりを行う現場代理人は、工事現場に常駐することと契約約款に規定しています。

現場代理人の常駐義務の例外として、「国立市工事請負契約における現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱基準」（以下「取扱基準」という。）を定めており、取扱基準に規定する要件を満たす場合は、現場代理人が他の工事を兼任することを認めています。

兼任を認める要件としては（１）国立市発注工事であること（２）兼任する工事の当初契約金額がそれぞれ3,500万円未満であること（３）国立市内に本店又は支店を有し、緊急時の対応が可能であること（４）同一敷地内における関連工事又は隣接する現場の関連工事において当初契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものであること等が定められています。

上記のうち（２）について、技術者の効率的活用及び中小企業の受注機会の拡大を図るため、別紙のとおり取扱基準の一部を改正することとしましたのでお知らせします。

記

1. 施行日：令和5年8月1日
※施行日以降に締結する工事請負契約について適用します。
2. 改正基準：別紙「国立市工事請負契約における現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱基準」のとおり
3. 改正内容：取扱基準第3条第1項第2号を以下のとおり改正します。
（改正前）兼任する工事の当初契約金額がそれぞれ3500万円未満であること。
（改正後）兼任する工事の当初契約金額がそれぞれ4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）未満であること。